



2024年4月23日 No.16
全日本建設交運一般労働組合 中央本部

建交労

2024年春闘・月間推進ニュース

トラックドライバーの賃上げ実施、過労死なくせ 足立浩副委員長が国会で意見陳述

2024年4月から時間外労働の規制が運輸・建設産業についても適用が始まりました。

国土交通省は、2024年問題「物流停滞化への対応」に力点を置いて、「物流業務の総合化及び効率化の促進に関する法律および貨物自動車運送事業の一部改正案」を、本通常国会に提出しました。「①荷主・物流事業者に対する規制的措置、②トラ

ック事業者の取り引きに対する規制措置、③軽トラック事業者に対する規制的措置」を柱とし、効率化の促進に向けた努力義務（荷主・事業者）と判断基準の作成（国）を図り、多重下請化の解消に向けた実運送体制管理簿作成・書面契約の義務付けにより、「不要な事業者の一掃及び下請契約の適正化」を推進することが目的です。



現場には低賃金・長時間労働が押し付けられてきました。政府が規制強化に踏み出したことについては期待をしています。」、続いて建交労がとりくんだ現場労働者のアンケートでは、「賃金は長年あがっていません。さらに仕事中の居眠り、交通事故の危険も日常的に感じています」、結びに「24年問題は物流効率化の課題ではなく、トラック労働者の賃金・労働条件改善が根幹の対策となるべきであり、国が続けてきた規制緩和政策の転換を強く求めます」と話しました。各参考人へ「自民、公明、立憲民主、維新の会、国民民主、れいわ」の各党議員から質問が寄せられました。



2024年4月23日参院国土交通委員会にて

同法案は、4月11日に衆議院本会議を通過し、同月18日から参議院国土交通委員会で審議が始まりました。

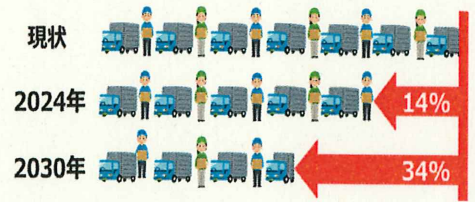
日本共産党吉良よし子参議院議員事務所の紹介により、本日開催された国土交通委員会の参考人として足立副委員長（全国トラック部会長）が意見陳述を行いました。足立さんは「平成2年（1990年）からの規制緩和以後、事業者数の増大化と共に運賃のダンピング競争が始まり、

●流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。



○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

法案の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

【流通業務総合効率化法】

○①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】
＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を義務付け。

○**運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付等**を義務付け*2。

○他の事業者の**運送の利用（＝下請けに出す行為）の適正化**について努力義務*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程の作成、責任者の選任**を義務付け。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令に関する情報**等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加